

港湾審議會第170回計画部会資料

三池港港湾計画書

—— 新 規 ——

平成11年11月

三池港港湾管理者

本計画書は、三池港の港湾計画を定めるものである。

目 次

I	港湾計画の方針	1
II	港湾の能力	4
III	港湾施設の規模及び配置	5
1	公共ふ頭計画	5
2	旅客船ふ頭計画	6
3	危険物取扱施設計画	6
4	専用ふ頭計画	7
5	水域施設計画	8
6	外郭施設計画	8
7	小型船だまり計画	9
8	マリーナ計画	9
9	臨港交通施設計画	10
IV	港湾の環境の整備及び保全	12
1	港湾環境整備施設計画	12
V	土地造成及び土地利用計画	13

I 港湾計画の方針

三池港は、福岡県南部の有明海に面した場所に位置し、熊本県と県境を接している。背後の三池炭鉱から産出される石炭を潮の干満の影響を受けず安定的に積み出すため、三井鉱山(株)の専用港として明治35年に起工し、明治41年には竣工、開港場に指定された。

その後、昭和期の工業化の進展による飛躍的な石炭需要の増大、大牟田市を中心とした背後の福岡県南部地域での化学工業の発展に伴う原材料、製品の取扱量の増大に伴い、港湾施設の整備が進められた。昭和26年には重要港湾に指定された。以降、三池炭鉱は国内有数の石炭産出拠点として、日本の経済復興の原動力となり、三池港における石炭取扱量はさらに増加した。また、隣接する筑後地域において、木材加工業が発展したことにより、外材の需要が増加したため、昭和38年に木材輸入港の指定を受けた。

このように三池港は、日本の産業・経済発展に大きな役割を果たしてきたが、石油へのエネルギー転換や、輸入石炭への転換、産業構造変化などにより、昭和56年の710万トン进行ピークに、太宗貨物である石炭を中心に取扱貨物量が減少し、平成9年の取扱貨物量は外貿99万トン、内貿237万トン、合計336万トン(うち石炭積出し142万トン)となっている。平成9年3月には、福岡県南部地域の経済、社会活動に大きく寄与した三池炭鉱が閉山された。同炭鉱の閉山が福岡県南部地域へ与える経済・社会的影響は大きいため、当地域の振興を早急に図

り、経済・社会活動を活性化させる必要がある。

一方で、当地域では、有明海沿岸道路など広域アクセス道路網の整備計画や、既存の産業集積を活用した環境関連産業などの立地の動きが見られるなど、地域発展へ向けての基盤は整いつつある。

本港においては、福岡県南部地域の産業・物流拠点であるため、輸送手段の高度化、輸送船舶の大型化等に対応した物流機能の拡充が早急に要請されている。また、地域住民が港や海に親しむための賑わいと潤いのある空間の形成や産業基盤の充実など、物流、生活、産業等の多様な機能が調和した港湾空間の創造が要請されている。

このような情勢に対処するためには、私企業の専用港であった本港において、公共で施設の拡充を図ることが急務である。

従って、平成20年代前半を目標年次とする以下の港湾計画の方針を定め、港湾計画を策定するものである。

- 1) 既存施設を有効活用し、外内貿機能の強化を図る。
- 2) 航行する船舶の安全性を確保するため、水域施設の拡充を図る。
- 3) 港湾における快適で潤いのある環境を創造するため、親水空間の確保を図る。
- 4) 周辺海域における漁業活動の支援施設を確保する。
- 5) 多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間を形成するため、陸域400haと水域1,500haからなる港湾空間を、以下のように利用する。

①^{ないこうきた}内港北地区は、物流関連・生産ゾーンとする。

②^{ないこうみなみ}内港南地区は、生産ゾーン及びエネルギー関連ゾーンとする。

③^{よつやま}四山地区は、生産ゾーン・船だまり関連ゾーンとする。

④^{せんきょ}船渠地区は、物流関連及び緑地レクリエーションゾーンとする。

Ⅱ 港湾の能力

目標年次における取扱貨物量、入港最大標準船型、港湾利用者数を次のように定める。

取扱貨物量	外 貿	170万トン
	内 貿	180万トン
	合 計	350万トン
入港最大標準船型		1万2千 D/W級
港湾利用者数	旅客施設利用者	5万人
	マリーナ利用者	1千人

Ⅲ 港湾施設の規模及び配置

港湾の能力に適切に応ずるとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間を形成するため、既存の港湾施設の良好な維持管理とその有効利用を図りつつ、新たに港湾施設の規模及び配置を以下のとおり計画する。

1 公共ふ頭計画

内港北地区

林産品、その他鉱産品等の外貿貨物、雑工業品等の内貿貨物を取り扱うため、公共ふ頭を次のとおり計画する。

(内港北ふ頭)

水深10m 岸壁2バース 延長340m (うち1バース既設)

ふ頭用地 6ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

(うち2ha既設)

既設

水深10m 岸壁1バース 延長210m

ふ頭用地 2ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

(内港中央ふ頭)

水深7.5m 岸壁1バース 延長130m

ふ頭用地 4ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

既設

水深10.7m 岸壁1バース 延長91m (専用)

水深10.7m ドルフィン1バース (専用)

2 旅客船ふ頭計画

小型旅客船の利用に対処するため、旅客船ふ頭を次のとおり計画する。

船渠地区

小型さん橋 1基 (専用) (既設)

3 危険物取扱施設計画

内港南地区

石油類を一般貨物と分離して取り扱うため、また、企業立地の要請に対処するため、危険物取扱施設を次のとおり計画する。

水深 5.5~7.5m ドルフィン5バース (専用)

(うち4バース既設)

危険物取扱施設用地 20ha (うち13ha 既設)

4 専用ふ頭計画

企業立地の要請に対処するため、専用ふ頭を次のとおり計画する。

内港北地区

(内港北ふ頭)

水深10m 岸壁1バース 延長210m (専用) (既設)

船渠地区

水深8.5m 岸壁3バース 延長420m (専用) (既設)

水深8.5m 岸壁1バース 延長114m (専用) (既設)

水深7.0m ドルフィン1バース (専用) (既設)

既設

内港北地区 (内港北ふ頭)

水深10.7m 岸壁2バース 延長340m (専用)

5 水域施設計画

係留施設の計画に対応して、航路及び泊地を次のとおり計画する。

5-1 航路

内港航路	水深	10m	幅員	72m	
既設	内港航路	水深	7.3m	幅員	50m

5-2 泊地

内港北地区	水深	10m	面積	26ha	
内港南地区	水深	5.5~7.5m	面積	22ha	(既設)
船渠地区	水深	5.5m	面積	4ha	(既設)
	水深	8.5m	面積	10ha	(既設)

6 外郭施設計画

航路、泊地等の埋没を防止するとともに、港内の静穏及び船舶航行の安全を図るため、外郭施設を次のとおり計画する。

6-1 防砂堤

内港北地区	北防砂堤	延長	1,680m	(既設)
-------	------	----	--------	------

6-2 こう門

船渠地区	こう門	1基	(既設)
------	-----	----	------

7 小型船だまり計画

水域利用の適切化と、漁船、プレジャーボート等の集約化を図るため、小型船だまりを次のとおり計画する。

内港北地区

物揚場	水深	0 m	延長	80 m	(既設)
-----	----	-----	----	------	------

船渠地区

小型さん橋	2 基	(既設)
-------	-----	------

四山地区

泊地	水深	2 m	面積	6 h a
----	----	-----	----	-------

防波堤	延長	1,015 m
-----	----	---------

物揚場	水深	2 m	延長	110 m
-----	----	-----	----	-------

小型さん橋	4 基
-------	-----

船揚場	延長	50 m
-----	----	------

ふ頭用地	2 h a
------	-------

8 マリーナ計画

海洋性レクリエーション需要に対応するため、マリーナを次のとおり計画する。

内港南地区

小型さん橋	1 基	(既設)
-------	-----	------

レクリエーション施設用地	1 h a	(既設)
--------------	-------	------

9 臨港交通施設計画

港内における交通の円滑化を図るとともに、港湾と背後地域とを結ぶため、臨港交通施設を次のとおり計画する。

道路

臨港道路内港北1号線

起点 内港緑地

終点 都市計画道路諏訪川線 2車線

臨港道路内港北2号線

起点 内港中央ふ頭

終点 臨港道路内港北1号線 2車線

臨港道路三池港南北線

起点 臨港道路内港北1号線

終点 都市計画道路新港町勝立線 4車線

臨港道路四山線

起点 四山地区小型船だまり

終点 臨港道路三池港南北線 2車線

臨港道路内港南線

起点 内港南地区

終点 臨港道路四山線 2車線 (既設)

臨港道路船渠線

起点 船渠地区

終点 臨港道路三池港南北線 2車線

既設

臨港道路船渠線

起点 内港北地区

終点 市道三川町1丁目四山町線 2車線

IV 港湾の環境の整備及び保全

港湾の環境の維持及び改善を図るとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間を形成するため、既存の港湾施設の良好な維持管理とその有効利用を図りつつ、新たに港湾の環境の整備及び保全を次のとおり計画する。

1 港湾環境整備施設計画

港湾の環境の整備を図るため、緑地、海浜を次のとおり計画する。

内港北地区	緑地	1 h a
	海浜	2 0 0 m
船渠地区	緑地	1 h a
四山地区	緑地	1 h a

〔 既設			〕
	船渠地区	緑地	

V 土地造成及び土地利用計画

港湾施設の計画に対応するとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間の形成を図るため、土地造成及び土地利用を次のとおり計画する。

(単位：h a)

用途 地区名	ふ頭 用地	港湾 関連 用地	工業 用地	交通 機能 用地	緑地	その他 緑地	レクリエ- ション施 設用地	交 流 拠 点 用 地	危険物 取扱施 設用地	計
内港北地区	(1) 10	38	100	7	1	2				(1) 157
内港南地区			63	5			1		20	88
船渠地区		13		1	1			1		14
四山地区	2	15	68	3	1					89
合 計	(1) 12	65	231	16	2	2	1	1	20	(1) 349

注1) () は土地造成を伴う土地利用計画で内数である。

注2) 端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。